

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等 の一部を改正する省令について

1. 改正の背景

国際航海に従事する船舶からの二酸化炭素の放出については、国際海事機関において、海洋汚染防止条約附属書VI（以下「附属書VI」という。）に基づき国際的な規制が行われており、我が国では、この規制を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）の体系に取り入れている。

令和 3 年 6 月に開催された国際海事機関の第 76 回海洋環境保護委員会において、一定以上の載貨重量等の国際航海に従事する船舶からの航行時における二酸化炭素放出を抑制するための基準（EEXI 規制）及び二酸化炭素放出の実績評価（CII 評価）の導入を内容とする附属書VIの改正案が採択された。これを受け、関係省令について所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

（1）EEXI 規制について

- ① 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和 58 年運輸省令第 38 号）の一部改正
 - ・ 二酸化炭素放出抑制航行手引書に記載すべき事項として、航行時の二酸化炭素放出抑制指標を追加する。
 - ・ 航行時の二酸化炭素放出抑制指標の算定に係る技術上の基準を定める。
- ② 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和 58 年運輸省令第 39 号）の一部改正
 - ・ 航行時の二酸化炭素放出抑制指標を定める必要がある二酸化炭素放出抑制対象船舶について、主要な改造を行った場合等における二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認手続を定める。
 - ・ 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書（第 1 号の 5 の 4 様式）について、航行時の二酸化炭素放出抑制指標に係る事項を記載する欄を追加する。

（2）CII 評価について

- ① 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和 46 年運輸省令第 38 号）の一部改正
 - ・ 総トン数 5,000 トン以上の国際航海等に従事する船舶の船舶所有者に対して、毎年、二酸化炭素放出の実績指標を国土交通大臣へ報告することを義務付ける。
 - ・ 報告された実績指標について国土交通大臣等が評価を行い、その評価結果が十分ではない場合には、二酸化炭素の放出を抑制するための改善計画を作成し、当該計画の内容を二酸化炭素放出抑制航行手引書に反映することを義務付ける。
 - ・ 燃料油消費実績報告履行確認書（第 1 号の 16 様式）について、名称を変更するとともに、二酸化炭素放出の実績指標に係る事項を記載する欄を追加する。

② 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正

- ・ 二酸化炭素放出抑制航行手引書に記載すべき事項として、二酸化炭素放出の実績指標に関する次に掲げる事項を追加する。
 - イ) 二酸化炭素放出の実績指標の算定及び報告の方法
 - ロ) 二酸化炭素放出の実績指標の目標値
 - ハ) 上記目標を達成するための取組の具体的な内容
 - ニ) 上記の取組の状況に関する自己評価及び改善の手順
- ・ 二酸化炭素放出の実績指標の算定に係る技術上の基準を定める。

(3) その他

- ・ その他所要の規定について整備を行う。

3. 施行日

公布：令和4年7月27日

施行：令和5年1月1日

ただし、2. (2) の内容については、令和4年11月1日施行

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する 基準を定める省令の一部改正について

1. 改正の背景

国際航海に従事する船舶からの二酸化炭素の放出については、国際海事機関において、海洋汚染防止条約附属書VI（以下「附属書VI」という。）に基づき国際的な規制が行われている。我が国では、この規制を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）の体系に取り入れており、二酸化炭素放出を抑制するための規制値は、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成 24 年国土交通省・環境省令第 3 号。以下「省令」という。）に定めている。

令和 3 年 6 月に開催された国際海事機関の第 76 回海洋環境保護委員会において、一定以上の載貨重量等の国際航海に従事する船舶からの航行時における二酸化炭素放出を抑制するための基準（EEXI 規制）及び二酸化炭素放出の実績評価（CII 評価）の導入を内容とする附属書VIの改正案が採択された。これを受け、省令について所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

（1）EEXI 規制について

一定以上の載貨重量等の国際航海に従事する船舶に対し、航行時の二酸化炭素放出に係る基準への適合を義務付けるため、船舶の用途及び載貨重量トン数その他船舶の大きさに関する指標に応じ、その満たすべき航行時の二酸化炭素放出抑制指標の基準を定める。

（2）CII 評価について

総トン数 5,000 トン以上の国際航海に従事する船舶について、毎年、国土交通大臣に報告された二酸化炭素放出の実績指標の評価を行うため、船舶の用途及び載貨重量トン数その他船舶の大きさに関する指標に応じ、その二酸化炭素放出の実績指標の評価基準を定める。

（3）その他

（1）及び（2）に係る基準を定めるにあたり、省令の題名を改正する。

3. 施行日

公布：令和 4 年 7 月 27 日

施行：令和 4 年 11 月 1 日

ただし、上記（1）の内容については、令和 5 年 1 月 1 日施行

国海環第55号
令和4年7月27日

一般社団法人 日本船舶電装協会
専務理事 白井 精一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長

田村 顕洋

(公印省略)

EEXI規制及びCII評価の導入に関する関係省令の一部改正について（周知）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第五十五号）及び二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和四年国土交通省・環境省令第三号）を別添のとおり令和4年7月27日に公布したので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

○国土交通省令第五十五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第十九条の二十五第二項、第十九条の三十五の二、第四十八条第四項、第五十一条の三第一項及び第五十四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年七月二十七日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令
 (海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正)
 第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する「対象規定」という。は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(二酸化炭素放出実績指標の評価)

第十二条の十七の十四の二 地方運輸局長(船舶又は物件が本邦にある場合にあつては当該船舶又は物件の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸支局(地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)別表第二第一号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除く。))を除く。)、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所)で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百二十二条第二項に規定する事務を分掌するもの(以下「運輸支局等」という。))の長を含む。)、船舶又は物件が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。次条、第十二条の十七の十七から第十二条の十七の二十まで、第三十七条の三の四、第三十七条の三の八及び第三十七条の六において同じ。は、第三十八条第一項の表第五号の規定による報告を受けたとき(同号に規定する燃料油の実績の報告のみを受けたときを除く。))は、当該報告に係る二酸化炭素放出実績指標(技術基準省令第四十七条第一項第六号に規定する二酸化炭素放出実績指標をいう。以下同じ。))について、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令(平成二十四年国土交通省令・環境省令第三号。以下「指標省令」という。))第三条第一項に規定する基準により評価しなければならない。

(燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の交付)

第十二条の十七の十五 地方運輸局長は、第三十八条第一項の表第五号の規定による報告を受けた場合において、次に掲げる事項を確認したときは、報告者に燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書を交付しなければならない。

(新設)

(燃料油消費実績報告履行確認書の交付)

第十二条の十七の十五 地方運輸局長(船舶又は物件が本邦にある場合にあつては当該船舶又は物件の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸支局(地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)別表第二第一号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除く。))を除く。)、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所)で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百二十二条第二項に規定する事務を分掌するもの(以下「運輸支局等」という。))の長を含む。)、船舶又は物件が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。第十二条の十七の十七から第十二条の十七の二十まで、第三十七条の三の四、第三十七条の三の八及び第三十七条の六において同じ。は、第三十八条第一項の表第五号の規定による報告が法第十九条の二十五第一項の承認を受けた二酸化炭素放出抑制航行手引書に從つて行われたことを確認したときは、報告者に燃料油消費実績報告履行確認書を交付しなければならない。

(新設)

一 第三十八条第一項の表第五号の規定による報告が法第十九条の二十五第一項の承認を受けた二酸化炭素放出抑制航行手引書(以下「二酸化炭素放出抑制航行手引書」という。))に從つて行われていること。

二 前条の規定による評価の結果、次のいずれかに該当するときは、二酸化炭素放出抑制航行手引書に記載された技術基準省令第四十七条第一項第六号二に規定する改善の手順に従って改善計画が作成され、かつ、当該改善計画の内容が当該二酸化炭素放出抑制航行手引書に反映されていること。

イ 当該評価に係る船舶について、連続して三回、指標省令第三条第一項に規定するD評価を受けることとなったとき。

ロ 当該評価の結果が、指標省令第三条第一項に規定するE評価であるとき。

2 前項の燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書（以下「燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書」という。）は、第一号の十六様式によるものとする。

3 燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の有効期間は、当該燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書を交付した日からその日の属する年の翌年の五月三十一日までとする。

（燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の備置き）

第十二条の十七の十六 燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の交付を受けた船舶所有者は、当該船舶内に、交付の日から少なくとも五年間、燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書を備え置かなければならない。

（燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の再交付）

第十二条の十七の十七 船舶所有者は、燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書を滅失し、紛失し、又は毀損した場合は、燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書再交付申請書を地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

2 前項の燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書再交付申請書は、第一号の十七様式によるものとする。

3 燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書を毀損した船舶所有者が第一項の規定による再交付を受けようとする場合には、同項の燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書再交付申請書にその燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書を添付しなければならない。

4 燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書を滅失し、又は紛失したことにより再交付を受けた場合は、滅失し、又は紛失した燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書は、その効力を失うものとする。

（燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の書換え）

第十二条の十七の十八 船舶所有者は、燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書換申請書を地方運輸局長に提出し、その書換えを受けなければならない。

2 前項の燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書換申請書は、第一号の十八様式によるものとする。

3 第一項の燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書換申請書には、燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書を添付しなければならない。

4 第一項の規定により燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の書換えを受けようとする事項が船舶国籍証書又は船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第十三条、第十五条若しくは第十六条に規定する仮船舶国籍証書に記載された事項に係るものである場合は、これを地方運輸局長に提示しなければならない。

（新設）

2 前項の燃料油消費実績報告履行確認書（以下「燃料油消費実績報告履行確認書」という。）は、第一号の十六様式によるものとする。

3 燃料油消費実績報告履行確認書の有効期間は、当該燃料油消費実績報告履行確認書を交付した日からその日の属する年の翌年の五月三十一日までとする。

（燃料油消費実績報告履行確認書の備置き）

第十二条の十七の十六 燃料油消費実績報告履行確認書の交付を受けた船舶所有者は、当該船舶内に、燃料油消費実績報告履行確認書を備え置かなければならない。

（燃料油消費実績報告履行確認書の再交付）

第十二条の十七の十七 船舶所有者は、燃料油消費実績報告履行確認書を滅失し、紛失し、又は毀損した場合は、燃料油消費実績報告履行確認書再交付申請書を地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

2 前項の燃料油消費実績報告履行確認書再交付申請書は、第一号の十七様式によるものとする。

3 第一項の燃料油消費実績報告履行確認書再交付申請書には、燃料油消費実績報告履行確認書（毀損した場合に限る。）を添付しなければならない。

4 燃料油消費実績報告履行確認書を滅失し、又は紛失したことにより再交付を受けた場合は、滅失し、又は紛失した燃料油消費実績報告履行確認書は、その効力を失うものとする。

（燃料油消費実績報告履行確認書の書換え）

第十二条の十七の十八 船舶所有者は、燃料油消費実績報告履行確認書の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、燃料油消費実績報告履行確認書換申請書を地方運輸局長に提出し、その書換えを受けなければならない。

2 前項の燃料油消費実績報告履行確認書換申請書は、第一号の十八様式によるものとする。

3 第一項の燃料油消費実績報告履行確認書換申請書には、燃料油消費実績報告履行確認書を添付しなければならない。

4 第一項の規定により燃料油消費実績報告履行確認書の書換えを受けようとする事項が船舶国籍証書又は船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第十三条、第十五条若しくは第十六条に規定する仮船舶国籍証書に記載された事項に係るものである場合は、これを地方運輸局長に提示しなければならない。

（燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の返納）
第十二条の十七の十九 船舶所有者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書（第三号の場合にあつては、発見した燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書）を地方運輸局長に返納しなければならない。

一・二 (略)

(削る)

三 燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書を紛失したことにより燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の再交付を受けた後、その紛失した燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書を発見したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、船舶が燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書を受有することを要しなくなったとき。

（船級協会による二酸化炭素放出実績指標の評価）

第十二条の十七の十九の二 法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けた者（次条、第三十七条の三の八第五項及び第七項並びに第三十八条第一項において「船級協会」という。）が、第三十八条第一項の表第五号の規定による燃料油消費実績・二酸化炭素放出実績報告書の提出を受けた場合において、当該提出に係る二酸化炭素放出実績指標について指標省令第三条第一項に規定する基準により評価したときは、当該評価の結果は、地方運輸局長が評価した結果とみなす。

（船級協会の確認等）

第十二条の十七の二十 船級協会が次に掲げる事項について確認し、及び燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書に相当する書面を交付したときは、当該確認された事項及び交付された書面は、それぞれ地方運輸局長が確認した事項及び交付した燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書とみなす。

一 第三十八条第一項の表第五号の規定による報告が二酸化炭素放出抑制航行手引書に従って行われていること。

二 前条の規定による評価の結果、次のいずれかに該当する場合において、二酸化炭素放出抑制航行手引書に記載された技術基準省令第四十七条第一項第六号二に規定する改善の手順に従って改善計画が作成され、かつ、当該改善計画の内容が当該二酸化炭素放出抑制航行手引書に反映されていること。

イ 当該評価に係る船舶について、連続して三回、指標省令第三条第一項に規定するD評価を受けることとなったとき。

ロ 当該評価の結果が、指標省令第三条第一項に規定するE評価であるとき。

（報告の徴収）

第三十八条 次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる事項に関し、第三欄に掲げる提出の期限により、第四欄に掲げる報告書を提出しなければならない。ただし、同表第五号に規定する報告書に相当する書面を船級協会に提出したときは、当該報告書については、提出することを要しない。

一〜四 (略)	報告者	事項	提出の期限	報告書
	(略)	(略)	(略)	(略)

（燃料油消費実績報告履行確認書の返納）
第十二条の十七の十九 船舶所有者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する燃料油消費実績報告履行確認書（第四号の場合にあつては、発見した燃料油消費実績報告履行確認書）を地方運輸局長に返納しなければならない。

一・二 (略)

三 燃料油消費実績報告履行確認書の有効期間が満了したとき。

四 燃料油消費実績報告履行確認書を紛失したことにより燃料油消費実績報告履行確認書の再交付を受けた後、その紛失した燃料油消費実績報告履行確認書を発見したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、船舶が燃料油消費実績報告履行確認書を受有することを要しなくなったとき。

（新設）

（船級協会の確認等）

第十二条の十七の二十 法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けた者（第三十七条の三の八第五項、第七項及び第八項並びに第三十八条第一項において「船級協会」という。）が同項の表第五号の規定による報告が法第十九条の二十五第一項の規定により承認を受けた二酸化炭素放出抑制航行手引書に従って行われたことについて確認をし、及び燃料油消費実績報告履行確認書に相当する書面を交付したときは、当該確認された報告及び交付された書面は、それぞれ地方運輸局長が確認をした報告及び交付した燃料油消費実績報告履行確認書とみなす。

（新設）

（新設）

（報告の徴収）

第三十八条 次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる事項に関し、第三欄に掲げる提出の期限により、第四欄に掲げる報告書を提出しなければならない。ただし、同表第五号に規定する報告書に相当する書面を船級協会に提出したときは、当該報告書については、提出することを要しない。

一〜四 (略)	報告者	事項	提出の期限	報告書
	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>五 法第十九条の二十 五第一項に規定する 二酸化炭素放出抑制 対象船舶（海上保安 庁の使用する船舶を 除く。）であつて総ト ン数五千トン以上の ものの船舶所有者</p>	<p>十二月三十一日以前 の一年間における、 当該船舶において消 費した燃料油の実績 及び当該船舶に係る 二酸化炭素放出実績 指標（技術基準省令 第四十七条第一項第 六号に規定する国土 交通大臣が定める船 舶にあつては、当該 燃料油の実績に限 る。）</p>	<p>毎年三月三十一日ま で 燃料油消費実績・二 酸化炭素放出実績指 標報告書（第六号の 三様式）</p>
---	---	---

259 (略)
(手数料)

第三十九条の二 (略)

2・3 (略)

4 燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の交付を受ける者（第三十八条第一項の表第五号に規定する燃料油の実績の報告のみを行った者に限る。）又は燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の再交付若しくは書換えを受けようとする者（国及び令第十五条の二に掲げる独立行政法人を除く。）が納付すべき手数料の額は、一通につき四千二百円とする。

5 燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の交付を受ける者（前項に規定する燃料油の実績の報告のみを行った者並びに国及び令第十五条の二に掲げる独立行政法人を除く。）が納付すべき手数料の額は、一通につき六千三百円とする。

6 燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の交付に係る船舶について第十二条の十七の十五第一項第二号に掲げる事項の確認が必要となる場合における当該交付を受ける者が納付すべき手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に一通につき六千九百円を加算した額とする。

7 前三項の手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第八号様式）に貼つて納付しなければならない。

第1号の16様式（第12条の17の15関係）

燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書

STATEMENT OF COMPLIANCE-FUEL OIL CONSUMPTION REPORTING AND

OPERATIONAL CARBON INTENSITY RATING

(略)

船舶の要目

Particulars of ship

<p>五 法第十九条の二十 五第一項に規定する 二酸化炭素放出抑制 対象船舶（海上保安 庁の使用する船舶を 除く。）であつて総ト ン数五千トン以上の ものの船舶所有者</p>	<p>十二月三十一日以前 の一年間の当該船舶 において消費した燃 料油の実績</p>	<p>毎年三月三十一日ま で 燃料油消費実績報告 書（第六号の三様式）</p>
---	--	---

259 (略)
(手数料)

第三十九条の二 (略)

2・3 (略)

4 燃料油消費実績報告履行確認書の交付を受ける者又は燃料油消費実績報告履行確認書の再交付若しくは書換えを受けようとする者（国及び令第十五条の二に掲げる独立行政法人を除く。）が納付すべき手数料の額は、一通につき四千二百円とする。

(新設)

(新設)

5 前項の手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第八号様式）に貼つて納付しなければならない。

第1号の16様式（第12条の17の15関係）

燃料油消費実績報告履行確認書

STATEMENT OF COMPLIANCE-FUEL OIL CONSUMPTION REPORTING

(略)

船舶の要目

Particulars of ship

(略)

総トン数
Gross tonnage
載貨重量トン数
Deadweight
船舶の種類
Type of ship

この確認書は、以下の事項を示す。
THIS IS TO DECLARE THAT:

1 この船舶が、条約附属書VI第27規則により要求される から までの船舶の運航に応じた実績を主管庁へ提出したこと。
the ship has submitted to this Administration the data required by regulation 27 of Annex VI to the Convention, covering ship operations from to ;

2 その実績は、この船舶の二酸化炭素放出抑制航行手引書であって から までの期間において有効であったものに記載された方法及び手順に従って、収集されており、かつ、報告されたこと。
the data was collected and reported in accordance with the methodology and processes set out in the ship's SEEMP that was in effect over the period from to ;

3 条約附属書VI第28規則が適用される船舶にあつては、第28規則 1 及び2に基づく から までの期間の二酸化炭素放出実績指標は、 through であること。
the attained annual operational CII of the ship from through was pursuant to regulations 28.1 and 28.2 of Annex VI of the Convention, for ships to which regulation 28 applies;

4 条約附属書VI第28規則が適用される船舶にあつては、第28規則に基づくこの期間における二酸化炭素放出実績指標の評価は、 であること。
the annual operational carbon intensity of the ship in this period is rated as A B C D E in accordance with regulation 28 of Annex VI to the Convention, for a ship to which regulation 28 applies; and

5 改善計画が作成され、二酸化炭素放出抑制航行手引書に含まれていること (第28規則が適用される船舶であつて、3年連続でD評価の場合又は単年でE評価の場合)。
a corrective action plan has been developed and included in the SEEMP (for a ship to which regulation 28 applies, rated as D for three consecutive years or rated as E)

(略)

第1号の17様式 (第12条の17の17関係)
燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書再交付申請書

(略)

第1号の18様式 (第12条の17の18関係)
燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書書換申請書

(略)

(略)

総トン数
Gross tonnage

この確認書は、以下の事項を示す。
THIS IS TO DECLARE

1 この船舶が、条約附属書VI第22A規則により要求される から までの船舶の運航に応じた実績を主管庁へ提出したこと。
That the ship has submitted to this Administration the data required by regulation 22A of Annex VI of the Convention, covering ship operations from through ; and

2 その実績は、この船舶の二酸化炭素放出抑制航行手引書であつて から までの期間において有効であったものに記載された方法及び手順に従って、収集されており、かつ、報告されたこと。
The data was collected and reported in accordance with the methodology and processes set out in the ship's SEEMP that was in effect over the period from through ; and

(新設)

(新設)

(新設)

(略)

第1号の17様式 (第12条の17の17関係)
燃料油消費実績報告履行確認書再交付申請書

(略)

第1号の18様式 (第12条の17の18関係)
燃料油消費実績報告履行確認書書換申請書

(略)

第 6 号の 3 様式 (第 38 条関係)

燃料油消費実績・二酸化炭素放出実績指標報告書
(年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 48 条第 4 項の規定により、次のとおり報告します。

船名	船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名		
船舶港又は定係港		
総トン数	載貨重量トン数	
燃料油の種類	燃料油の消費量 (トン)	航行距離 (海里)
		航行時間 (時間)
二酸化炭素放出実績指標		
備考		

(注) (略)

第 2 条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に改める。

改正後

(二) 二酸化炭素放出実績指標の評価

第十二条の十七の十四の二 地方運輸局長 (船舶又は物件が本邦にある場合にあつては当該船舶又は物件の所在地を管轄する地方運輸局長 (運輸支局 (地方運輸局組織規則 (平成十四年国土交通省令第七十三号) 別表第二第一号に掲げる運輸支局 (福岡運輸支局を除く。)) を除く。)、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号) 第四十七条第一項の規定により沖繩総合事務局に置かれる事務所) 地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令 (平成十二年政令第二百五十五号) 第二百二十二条第二項に規定する事務を分掌するもの (以下「運輸支局等」という。)) の長を含む。)、船舶又は物件が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。次条、第十二条の十七の十七から第十二条の十七の二十まで、第三十七条の三の四、第三十七条の三の八及び第三十七条の六において同じ。)

第 6 号の 3 様式 (第 38 条関係)

燃料油消費実績報告書
(年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 48 条第 4 項の規定により、次のとおり報告します。

船名	船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名		
船舶港又は定係港		
総トン数	載貨重量トン数	
燃料油の種類	燃料油の消費量 (トン)	航行距離 (海里)
		航行時間 (時間)
二酸化炭素放出実績指標		
備考		

(注) (略)

第 2 条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正前

(二) 二酸化炭素放出実績指標の評価

第十二条の十七の十四の二 地方運輸局長 (船舶又は物件が本邦にある場合にあつては当該船舶又は物件の所在地を管轄する地方運輸局長 (運輸支局 (地方運輸局組織規則 (平成十四年国土交通省令第七十三号) 別表第二第一号に掲げる運輸支局 (福岡運輸支局を除く。)) を除く。)、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号) 第四十七条第一項の規定により沖繩総合事務局に置かれる事務所) 地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令 (平成十二年政令第二百五十五号) 第二百二十二条第二項に規定する事務を分掌するもの (以下「運輸支局等」という。)) の長を含む。)、船舶又は物件が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。次条、第十二条の十七の十七から第十二条の十七の二十まで、第三十七条の三の四、第三十七条の三の八及び第三十七条の六において同じ。)

は、第三十八条第一項の表第五号の規定による報告を受けたとき（同号に規定する燃料油の実績の報告のみを受けたときを除く。）は、当該報告に係る二酸化炭素放出実績指標（技術基準省令第四十七条第一項第六号に規定する二酸化炭素放出実績指標をいう。以下同じ。）について、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省令・環境省令第三号。以下「指標省令」という。）第四条第一項に規定する基準により評価しなければならない。

（燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の交付）

第十二条の十五 地方運輸局長は、第三十八条第一項の表第五号の規定による報告を受けた場合において、次に掲げる事項を確認したときは、報告者に燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書を交付しなければならない。

- 一 第三十八条第一項の表第五号の規定による報告が法第十九条の二十五第一項の承認を受けた二酸化炭素放出抑制航行手引書（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の二十二の二の変更の承認を受けたときは、変更後のもの。以下「二酸化炭素放出抑制航行手引書」という。）に従って行われていること。
- 二 前条の規定による評価の結果、次のいずれかに該当するときは、二酸化炭素放出抑制航行手引書に記載された技術基準省令第四十七条第一項第六号二に規定する改善の手順に従って改善計画が作成され、かつ、当該改善計画の内容が当該二酸化炭素放出抑制航行手引書に反映されていること。

イ 当該評価に係る船舶について、連続して三回、指標省令第四条第一項に規定するD評価を受けることとなったとき。

ロ 当該評価の結果が、指標省令第四条第一項に規定するE評価であるとき。

2・3 (略)

（船級協会による二酸化炭素放出実績指標の評価）

第十二条の十七の十九の二 法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けた者（次条、第三十七条の三の八第五項及び第七項並びに第三十八条第一項において「船級協会」という。）が、第三十八条第一項の表第五号の規定による燃料油消費実績・二酸化炭素放出実績報告書の提出を受けた場合において、当該提出に係る二酸化炭素放出実績指標について指標省令第四条第一項に規定する基準により評価したときは、当該評価の結果は、地方運輸局長が評価した結果とみなす。

（船級協会の確認等）

第十二条の十七の二十 船級協会が次に掲げる事項について確認し、及び燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書に相当する書面を交付したときは、当該確認された事項及び交付された書面は、それぞれ地方運輸局長が確認した事項及び交付した燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書とみなす。

一 (略)

二 前条の規定による評価の結果、次のいずれかに該当する場合において、二酸化炭素放出抑制航行手引書に記載された技術基準省令第四十七条第一項第六号二に規定する改善の手順に従って改善計画が作成され、かつ、当該改善計画の内容が当該二酸化炭素放出抑制航行手引書に反映されていること。

イ 当該評価に係る船舶について、連続して三回、指標省令第四条第一項に規定するD評価を受けることとなったとき。

ロ 当該評価の結果が、指標省令第四条第一項に規定するE評価であるとき。

は、第三十八条第一項の表第五号の規定による報告を受けたとき（同号に規定する燃料油の実績の報告のみを受けたときを除く。）は、当該報告に係る二酸化炭素放出実績指標（技術基準省令第四十七条第一項第六号に規定する二酸化炭素放出実績指標をいう。以下同じ。）について、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省令・環境省令第三号。以下「指標省令」という。）第三条第一項に規定する基準により評価しなければならない。

（燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の交付）

第十二条の十七の十五 地方運輸局長は、第三十八条第一項の表第五号の規定による報告を受けた場合において、次に掲げる事項を確認したときは、報告者に燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書を交付しなければならない。

- 一 第三十八条第一項の表第五号の規定による報告が法第十九条の二十五第一項の承認を受けた二酸化炭素放出抑制航行手引書（以下「二酸化炭素放出抑制航行手引書」という。）に従って行われていること。
- 二 前条の規定による評価の結果、次のいずれかに該当するときは、二酸化炭素放出抑制航行手引書に記載された技術基準省令第四十七条第一項第六号二に規定する改善の手順に従って改善計画が作成され、かつ、当該改善計画の内容が当該二酸化炭素放出抑制航行手引書に反映されていること。

イ 当該評価に係る船舶について、連続して三回、指標省令第三条第一項に規定するD評価を受けることとなったとき。

ロ 当該評価の結果が、指標省令第三条第一項に規定するE評価であるとき。

2・3 (略)

（船級協会による二酸化炭素放出実績指標の評価）

第十二条の十七の十九の二 法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けた者（次条、第三十七条の三の八第五項及び第七項並びに第三十八条第一項において「船級協会」という。）が、第三十八条第一項の表第五号の規定による燃料油消費実績・二酸化炭素放出実績報告書の提出を受けた場合において、当該提出に係る二酸化炭素放出実績指標について指標省令第三条第一項に規定する基準により評価したときは、当該評価の結果は、地方運輸局長が評価した結果とみなす。

（船級協会の確認等）

第十二条の十七の二十 船級協会が次に掲げる事項について確認し、及び燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書に相当する書面を交付したときは、当該確認された事項及び交付された書面は、それぞれ地方運輸局長が確認した事項及び交付した燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書とみなす。

一 (略)

二 前条の規定による評価の結果、次のいずれかに該当する場合において、二酸化炭素放出抑制航行手引書に記載された技術基準省令第四十七条第一項第六号二に規定する改善の手順に従って改善計画が作成され、かつ、当該改善計画の内容が当該二酸化炭素放出抑制航行手引書に反映されていること。

イ 当該評価に係る船舶について、連続して三回、指標省令第三条第一項に規定するD評価を受けることとなったとき。

ロ 当該評価の結果が、指標省令第三条第一項に規定するE評価であるとき。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正)
 第三条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令(昭和五十八年運輸省令第三十八号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(二酸化炭素放出抑制航行手引書)

(二酸化炭素放出抑制航行手引書)

第四十七条 法第十九条の二十五第二項に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書には、同条第一項に規定する二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶職員が使用する言語により次に掲げる事項を記載しなければならない。

第四十七条 法第十九条の二十五第二項に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書には、同条第一項に規定する二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶職員が使用する言語により次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜四 (略)

一〜四 (略)

五 総トン数五千トン以上の二酸化炭素放出抑制対象船舶(海上保安庁の使用する船舶を除く。)にあつては、当該船舶において消費した燃料油の実績の収集及び報告の方法

五 当該二酸化炭素放出抑制対象船舶(海上保安庁の使用する船舶を除く。)であつて総トン数五千トン以上のものにあつては、当該船舶において消費した燃料油の実績の収集及び報告の方法

六 総トン数五千トン以上の二酸化炭素放出抑制対象船舶(航海の態様が特殊なものとして国土交通大臣が定める船舶を除く。)にあつては、二酸化炭素放出実績指標(一月一日から十二月三十一日までの一年間において当該二酸化炭素放出抑制対象船舶が放出した二酸化炭素の量であつて、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶についてその航行に係る二酸化炭素の放出を抑制するための措置を講ずるに当たつての指標となるものをいう。以下同じ。)に関する次に掲げる事項

(新設)

イ 二酸化炭素放出実績指標の算定及び報告の方法

ロ 二酸化炭素放出実績指標の目標値(二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令(平成二十四年国土交通省令・環境省令第三号。以下「指標省令」という)第三条第二項に規定する目標値をいう。第三項第一号において同じ。)

ハ ロの目標値を達成するために行う取組の具体的な内容

七 (略)

六 (略)

二 前項第六号に規定する二酸化炭素放出実績指標は、次の算式により算定されなければならない。

$$\frac{\text{CO}_2}{\text{CAP} \cdot \text{D}}$$

CO₂は、一月一日から十二月三十一日までの一年間において船舶が放出した二酸化炭素の質量(グラム)

CAPは、次の表の上欄に掲げる船舶の用途に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

船舶の用途	CAP
一 ロールオン・ロールオフ旅客船(指標省令第一条第一項に規定するロールオン・ロールオフ旅客船をいう)、クルーズ	総トン数

ズ旅客船（同条第二項に規定するクルーズ旅客船をいう。）及びロールオン・ロールオフ貨物船（同条第十項に規定するロールオン・ロールオフ貨物船をいう。）	載貨重量トン数
---	---------

3 Dは、一月一日から十二月三十一日までの一年間において船舶が航行した距離（海里）

第一項第六号二の改善の手順は、次の各号に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 施行規則第十二条の十七の十五第一項第二号に規定する場合には、目標値を達成するための改善計画を作成すること。
- 二 前号の場合において、施行規則第三十八条第一項の表第五号の規定による二酸化炭素放出実績指標の報告後一月以内に、前号の改善計画を反映した二酸化炭素放出抑制航行手引書を、同令第十二条の十七の十四の二に規定する地方運輸局長又は法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けた者に提出すること。

（二酸化炭素放出抑制指標の算定に係る二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行）

第四十八条 法第十九条の二十六第一項の規定による二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行は、次の各号のいずれにも該当するところにより行わせるものとする。

- 一・二 （略）
- 三 次の表の上欄に掲げる船舶の用途に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる喫水の状態で航行させること。

船舶の用途	喫水
一 コンテナ船（指標省令第一条第八項に規定するコンテナ船をいう。以下この条及び次条において同じ。）	（略）
二 （略）	（略）

第四条

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（新設）

（二酸化炭素放出抑制指標の算定に係る二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行）

第四十八条 法第十九条の二十六第一項の規定による二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行は、次の各号のいずれにも該当するところにより行わせるものとする。

- 一・二 （略）
- 三 次の表の上欄に掲げる船舶の用途に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる喫水の状態で航行させること。

船舶の用途	喫水
一 コンテナ船（二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省令・環境省令第三号）第一条第五項に規定するコンテナ船をいう。以下この条及び次条において同じ。）	（略）
二 （略）	（略）

改正後

改正前

目次

第一章（第十一）章 （略）

第十二章 二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標（第四十七条―第四十九）条の二

目次

第一章（第十一）章 （略）

第十二章 二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標（第四十七条―第四十九）条

第十三章 (略)

附則

(二酸化炭素放出抑制航行手引書)

第四十七条 法第十九条の二十五第二項に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書には、同条第一項に規定する二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶職員が使用する言語により次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 五 (略)

六 総トン数五千トン以上の二酸化炭素放出抑制対象船舶(航海の態様が特殊なものとして国土交通大臣が定める船舶を除く。)にあつては、二酸化炭素放出実績指標(一月一日から十二月三十一日までの一年間において当該二酸化炭素放出抑制対象船舶が放出した二酸化炭素の量であつて、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶についてその航行に係る二酸化炭素の放出を抑制するための措置を講ずるに当たつての指標となるものをいう。以下同じ。)に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 二酸化炭素放出実績指標の目標値(二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令(平成二十四年国土交通省令・環境省令第三号。以下指標省令)という。)第四条第二項に規定する目標値をいう。第三項第一号において同じ。

ハ・ニ (略)

七 次に掲げるもの以外の二酸化炭素放出抑制対象船舶にあつては、当該船舶に係る航行時二酸化炭素放出抑制指標(次条に定めるところにより二酸化炭素放出抑制対象船舶を航行させる場合における当該二酸化炭素放出抑制対象船舶からの二酸化炭素の放出量であつて、航行時における二酸化炭素の放出量が特に多い二酸化炭素放出抑制対象船舶についてその航行に係る二酸化炭素の放出を抑制するための措置を講ずるに当たつての指標となるものをいう。以下同じ。)

イ 航海の態様が特殊なものとして国土交通大臣が定める船舶

ロ 構造が特殊なものとして国土交通大臣が定める推進機関を備える船舶

八 (略)

2・3 (略)

4 第一項第七号に規定する航行時二酸化炭素放出抑制指標は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 第四十九条の二において読み替えて準用する第四十九条に定める技術上の基準により算定されていること。

二 指標省令第三条に規定する基準に適合すること。

5 第一項第八号の二酸化炭素放出抑制指標が、前項第二号に規定する基準に適合する場合には、第一項第七号に掲げる事項に代えて、当該二酸化炭素放出抑制指標を記載することができる。

第十三章 (略)

附則

(二酸化炭素放出抑制航行手引書)

第四十七条 法第十九条の二十五第二項に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書には、同条第一項に規定する二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶職員が使用する言語により次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 五 (略)

六 総トン数五千トン以上の二酸化炭素放出抑制対象船舶(航海の態様が特殊なものとして国土交通大臣が定める船舶を除く。)にあつては、二酸化炭素放出実績指標(一月一日から十二月三十一日までの一年間において当該二酸化炭素放出抑制対象船舶が放出した二酸化炭素の量であつて、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶についてその航行に係る二酸化炭素の放出を抑制するための措置を講ずるに当たつての指標となるものをいう。以下同じ。)に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 二酸化炭素放出実績指標の目標値(二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令(平成二十四年国土交通省令・環境省令第三号。以下指標省令)という。)第三条第二項に規定する目標値をいう。第三項第一号において同じ。

ハ・ニ (略)

(新設)

2・3 (略)

7 (略)

(新設)

(新設)

(二)酸化炭素放出抑制指標及び航行時二酸化炭素放出抑制指標の算定に係る二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行)

第四十八条 法第十九条の二十六第一項及び前条第七号の規定による二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行は、次の各号のいずれにも該当するところにより行わせるものとする。

一 〓三 (略)

(航行時二酸化炭素放出抑制指標の算定の基準)

第四十九条の二 前条の規定は、航行時二酸化炭素放出抑制指標の算定の技術上の基準について準用する。この場合において、同条中「その連続最大出力の七十五パーセントの出力で」とあるのは「その連続最大出力の七十五パーセントの出力（その出力の制限を行った場合には、その連続最大出力の七十五パーセントの出力又はその出力が制限された場合の最大出力の八十三パーセントの出力のいずれか小さい出力）で」と読み替えるものとする。

第五節 (海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正)

第五条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章 〓第一章の五 (略)

第一章の六 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認

(第一条の二十一―第一条の二十七の二)

第一章の七 〓第五章 (略)

附則

(船舶の改造)

第一条の二十二 法第十九条の二十五第一項後段の国土交通省令で定める改造は、次に掲げる改造とする。

一 〓三 (略)

四 二酸化炭素放出抑制装置（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）以下「技術基準省令」という。）第四十九条に規定する二酸化炭素放出抑制装置をいう。第一条の二十六第一項第三号において同じ。）の全部若しくは一部の変更又は取替えを伴う改造（当該装置の性能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）

五 (略)

(二)酸化炭素放出抑制航行手引書の変更の承認)

第一条の二十二の二 技術基準省令第四十七条第一項第七号に規定する二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者は、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶について前条に規定する改造を行ったとき（法第十九条の二十五第一項後段の規定により二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認を受けなければならないときを除く。）は、二酸化炭素放出抑制航行手引書を変更し、地方運輸局長の承認を受けなければならない。

(二)酸化炭素放出抑制指標の算定に係る二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行)

第四十八条 法第十九条の二十六第一項の規定による二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行は、次の各号のいずれにも該当するところにより行わせるものとする。

一 〓三 (略)

(新設)

改正前

目次

第一章 〓第一章の五 (略)

第一章の六 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認

(第一条の二十一―第一条の二十七)

第一章の七 〓第五章 (略)

附則

(船舶の改造)

第一条の二十二 法第十九条の二十五第一項後段の国土交通省令で定める改造は、次に掲げる改造とする。

一 〓三 (略)

四 二酸化炭素放出抑制装置（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）第四十九条に規定する二酸化炭素放出抑制装置をいう。第一条の二十六第一項第三号において同じ。）の全部若しくは一部の変更又は取替えを伴う改造（当該装置の性能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）

五 (略)

(新設)

(手引書承認等の引継ぎ)

第一条の二十四 法第十九条の二十五第一項に規定する承認若しくは前条に規定する変更の承認(以下「手引書承認」と総称する。)又は法第十九条の二十六第一項に規定する確認(以下「指標確認」という。)(以下「手引書承認等」という。)を申請した者は、申請に係る二酸化炭素放出抑制対象船舶が当該手引書承認等を申請した地方運輸局長以外の地方運輸局長の管轄する区域内に移転した場合は、当該手引書承認等を申請した地方運輸局長に手引書承認等引継申請書(第一号の五の二様式)を提出して、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の新たな所在地を管轄する地方運輸局長への手引書承認等の引継ぎを受けることができる。

(添付書類)

第一条の二十六 手引書承認等申請書には、手引書承認(航行時二酸化炭素放出抑制指標(技術基準省令第四十七条第一項第七号に規定する航行時二酸化炭素放出抑制指標をいう。以下同じ。))に係るものに限る。第二号において同じ。)又は指標確認を受けなければならない場合にあつては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 (略)
- 二 手引書承認を受けなければならない場合にあつては、航行時二酸化炭素放出抑制指標に関する計算書
- 三 指標確認を受けなければならない場合にあつては、二酸化炭素放出抑制指標に関する計算書

四 (略)

2 (略)

(船級協会による二酸化炭素放出抑制航行手引書の変更の承認)

第一条の二十七の二 法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けた者が第一条の二十二に規定する改造に係る二酸化炭素放出抑制航行手引書の変更の承認を行い、かつ、船級の登録をした二酸化炭素放出抑制対象船舶は、当該船級を有する間は、地方運輸局長が当該二酸化炭素放出抑制航行手引書について第一条の二十二の変更の承認を行ったものとみなす。

(国際二酸化炭素放出抑制船舶証書等)

第一条の二十八 (略)

2 地方運輸局長は、第一条の二十二の規定により二酸化炭素放出抑制航行手引書の変更を承認したときは、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者に対し、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書(第一号の五の四様式)を交付しなければならない。

3 法第十九条の二十七第二項及び第三項の規定は前項の規定により交付される国際二酸化炭素放出抑制船舶証書について、法第十九条の二十八の規定は同項の規定により国際二酸化炭素放出抑制船舶証書が交付された二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行について、法第十九条の二十九の規定は同項の規定により交付された国際二酸化炭素放出抑制船舶証書及び第一条の二十二の変更の承認を受けた二酸化炭素放出抑制航行手引書の備置きについて、それぞれ準用する。

4 法第十九条の二十七第一項の規定又は第二項の規定により新たに国際二酸化炭素放出抑制船舶証書が交付されたときは、従前の国際二酸化炭素放出抑制船舶証書は、その効力を失うものとする。

(手引書承認等の引継ぎ)

第一条の二十四 法第十九条の二十五第一項に規定する承認及び法第十九条の二十六第一項に規定する確認(以下「指標確認」という。)(以下「手引書承認等」という。)を申請した者は、申請に係る二酸化炭素放出抑制対象船舶が当該手引書承認等を申請した地方運輸局長以外の地方運輸局長の管轄する区域内に移転した場合は、当該手引書承認等を申請した地方運輸局長に手引書承認等引継申請書(第一号の五の二様式)を提出して、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の新たな所在地を管轄する地方運輸局長への手引書承認等の引継ぎを受けることができる。

(添付書類)

第一条の二十六 手引書承認等申請書には、指標確認を受けなければならない場合にあつては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 (略)
- (新設)

二 二酸化炭素放出抑制指標に関する計算書

三 (略)

2 (略)

(新設)

(国際二酸化炭素放出抑制船舶証書)

第一条の二十八 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付申請)
第一条の二十九 法第十九条の三十第二項の船級協会(次項において単に「船級協会」という。)が二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認若しくは変更の承認又は二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を行い、かつ、船級の登録をした二酸化炭素放出抑制対象船舶(以下「二酸化炭素放出抑制対象船舶」という。)に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けようとする者は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書交付申請書(第一号の五の五様式)を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 一 船級協会の二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認又は変更の承認に関する書類
 二・三 (略)

第二条 (略)

(国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の返納)
第一条の三十二 船舶所有者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する国際二酸化炭素放出抑制船舶証書(第三号の場合にあつては当該効力を失つた国際二酸化炭素放出抑制船舶証書、第四号の場合にあつては発見した国際二酸化炭素放出抑制船舶証書)を地方運輸局長に返納しなければならない。

一・二 (略)
 三 第一条の二十八第四項の規定により国際二酸化炭素放出抑制船舶証書がその効力を失つた^{二七}。

四・五 (略)
第二条 (略)

2 法第九条の三第一項に規定する設備(同条第三項に規定する船舶にあつては、その貨物艙を含む。)に係る法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の国土交通省令で定める船舶は、有害液体物質ばら積船(技術基準省令第一条第五項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。以下「^{二七}」)と^{二八}。

三〇〜三二 (略)
 別表第一の七 (第四十五条関係)

(略)	(略)	(略)	(略)
手引書承認等(指標確認を受けなければならぬ場合を除く。)	総トン数(トン)	10,000未満	10,000以上
	金額(円)	10,000	16,900
(略)	(略)	(略)	(略)
相当手引書承認等(指標確認を受けなければならぬ場合を除く。)	総トン数(トン)	10,000未満	10,000以上
	金額(円)	10,000	16,900

別表第一の八 (第四十五条関係)

(略)	(略)	(略)	(略)
手引書承認等(指標確認を受けなければならぬ場合を除く。)	総トン数(トン)	10,000未満	10,000以上
	金額(円)	9,800	16,700

(国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付申請)
第一条の二十九 法第十九条の三十第二項の船級協会(次項において単に「船級協会」という。)が二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を行い、かつ、船級の登録をした二酸化炭素放出抑制対象船舶(以下「二酸化炭素放出抑制対象船舶」という。)に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けようとする者は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書交付申請書(第一号の五の五様式)を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 一 船級協会の二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認に関する書類
 二・三 (略)

第二条 (略)

(国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の返納)
第一条の三十二 船舶所有者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する国際二酸化炭素放出抑制船舶証書(第三号の場合にあつては、発見した国際二酸化炭素放出抑制船舶証書)を地方運輸局長に返納しなければならない。

一・二 (略)
 (新設)

三・四 (略)
第二条 (略)

2 法第九条の三第一項に規定する設備(同条第三項に規定する船舶にあつては、その貨物艙を含む。)に係る法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の国土交通省令で定める船舶は、有害液体物質ばら積船(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令第一条第五項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。以下「^{二七}」)と^{二八}。

三〇〜三二 (略)
 別表第一の七 (第四十五条関係)

(略)	(略)	(略)	(略)
手引書承認等(指標確認を受けなければならぬ場合を除く。)	総トン数(トン)	10,000未満	10,000以上
	金額(円)	9,200	15,500
(略)	(略)	(略)	(略)
相当手引書承認等(指標確認を受けなければならぬ場合を除く。)	総トン数(トン)	10,000未満	10,000以上
	金額(円)	9,200	15,500

別表第一の八 (第四十五条関係)

(略)	(略)	(略)	(略)
手引書承認等(指標確認を受けなければならぬ場合を除く。)	総トン数(トン)	10,000未満	10,000以上
	金額(円)	9,000	15,300

(略)	(略)	(略)	(略)
相当手引書承認等 (指標確認を受けなければならない場合を除く。)	総トン数(トン)	10,000未満	10,000以上
	金額 (円)	9,800	16,700

別表第三 (第四十五条関係)

(略)	(略)	(略)
二酸化炭素放出抑制対象船舶に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付	1 通につき	3,350円
(略)	(略)	(略)

第一号の五の四様式 (第一条の二十八関係)

(略)

改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によつて修正された同条約 (以下「条約」という。)を改正する1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan :

(略)

1 当該船舶が条約の附属書VIの第5規則4に基づいて検査されたこと。

That the ship has been surveyed in accordance with regulation 5. 4 of Annex VI to the Convention ; and

2 検査の結果、この船舶が第22規則、第23規則、第24規則、第25規則及び第26規則の関係要件に適合していること。

That the survey shows that the ship complies with the applicable requirements in regulations 22, 23, 24, 25 and 26.

(略)

国際二酸化炭素放出抑制船舶証書 (IEE証書) の追補

Supplement to the International Energy Efficiency Certificate

(IEE Certificate)

二酸化炭素放出抑制に関する構造の記録

RECORD OF CONSTRUCTION RELATING TO ENERGY EFFICIENCY

注釈

Notes:

1 この記録は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に常に添付しておく。国際二酸化炭素放出抑制船舶証書は、いかなる時も船内に備えておく。

This Record shall be permanently attached to the IEE Certificate. The IEE Certificate shall be available on board the ship at all times.

(略)	(略)	(略)	(略)
相当手引書承認等 (指標確認を受けなければならない場合を除く。)	総トン数(トン)	10,000未満	10,000以上
	金額 (円)	9,000	15,300

別表第三 (第四十五条関係)

(略)	(略)	(略)
二酸化炭素放出抑制対象船舶に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付	1 通につき	3,400円
(略)	(略)	(略)

第一号の五の四様式 (第一条の二十八関係)

(略)

改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によつて修正された同条約 (以下「条約」という。)を改正する1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan :

(略)

1 当該船舶が条約の附属書VIの第5規則4に基づいて検査されたこと。

That the ship has been surveyed in accordance with regulation 5. 4 of Annex VI of the Convention ; and

2 検査の結果、この船舶が第20規則、第21規則及び第22規則の関係要件に適合していること。

That the survey shows that the ship complies with the applicable requirements in regulation 20, regulation 21 and regulation 22.

(略)

国際二酸化炭素放出抑制船舶証書 (IEE証書) の追補

Supplement to the International Energy Efficiency Certificate

(IEE Certificate)

二酸化炭素放出抑制に関する構造の記録

RECORD OF CONSTRUCTION RELATING TO ENERGY EFFICIENCY

注釈

Notes:

1 この記録は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に常に添付しておく。国際二酸化炭素放出抑制船舶証書は、いかなる時も船内に備えておく。

This Record shall be permanently attached to the IEE Certificate. The IEE Certificate shall be available on board the ship at all times.

2 記録は、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語であること。発給国の公用語が併記されている場合において記載の不一致がある場合には、発給国の公用語による記載が優先する。

The Record shall be at least in English, French or Spanish. If an official language of the issuing Party is also used, this shall prevail in case of a dispute or discrepancy.

3 記入欄には、「該当する。」又は「適用がある。」の場合は「×」を、また「該当しない。」又は「適用がない。」の場合は「―」を、記入する。

Entries in boxes shall be made by inserting either : a cross (x) for the answers "yes" and "applicable" ; or a dash (—) for the answers "no" and "not applicable", as appropriate.

4 別段の定めがない限り、この記録において、「規則」とは条約附属書VIの規則をいい、また「決議」又は「回章」とは、国際海事機関が採択したものをいう。

Unless otherwise stated, regulations mentioned in this Record refer to regulations in Annex VI of the Convention, and resolutions or circulars refer to those adopted by the International Maritime Organization.

1 船舶の要目

Particulars of ship

1. 1~1. 3 (略)

1. 4 主要な改造の日 (適用のある場合)

Date of major conversion (if applicable) -----

1. 5~1. 7 (略)

2 (略)

3 二酸化炭素放出抑制指標

Attained Energy Efficiency Design Index (EEDI)

3. 1 第22規則 1に従い、二酸化炭素放出抑制指標が二酸化炭素放出抑制指標の計算過程を示した二酸化炭素放出抑制指標計算書に含まれる情報に基づいて計算されている。

The attained EEDI in accordance with regulation 22. 1 is calculated based on the information contained in the EEDI technical file, which also shows the process of calculating the attained EEDI -----

二酸化炭素放出抑制指標は、 ----- グラム—CO₂/トン—マイル

The attained EEDI is : ----- grams—CO₂/tonne—nautical mile

3. 2 二酸化炭素放出抑制指標は以下の理由により計算されない。

The attained EEDI is not calculated, as :

3. 2. 1 この船舶は、第2規則2. 18で定義する新船ではないため、第22規則 1により免除されている。

the ship is exempt under regulation 22. 1 as it is not a new ship as defined in regulation 2. 2. 18 -----

3. 2. 2 この種類の推進機関は、第19規則 3に従い免除されている。

the type of propulsion system is exempt in accordance with regulation 19. 3 -----

2 記録は、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語であること。発給国の公用語が併記されている場合において記載の不一致がある場合には、発給国の公用語による記載が優先する。

The Record shall be at least in English, French or Spanish. If an official language of the issuing Party is also used, this shall prevail in case of a dispute or discrepancy.

3 記入欄には、「該当する。」又は「適用がある。」の場合は「×」を、また「該当しない。」又は「適用がない。」の場合は「―」を、記入する。

Entries in boxes shall be made by inserting either : a cross (x) for the answers "yes" and "applicable" ; or a dash (—) for the answers "no" and "not applicable", as appropriate.

4 別段の定めがない限り、この記録において、「規則」とは条約附属書VIの規則をいい、また「決議」又は「回章」とは、国際海事機関が採択したものをいう。

Unless otherwise stated, regulations mentioned in this Record refer to regulations in Annex VI of the Convention, and resolutions or circulars refer to those adopted by the International Maritime Organization.

1 船舶の要目

Particulars of ship

1. 1~1. 3 (略)

(新設)

1. 4~1. 6 (略)

2 (略)

3 二酸化炭素放出抑制指標

Attained Energy Efficiency Design Index (EEDI)

3. 1 第20規則に従って二酸化炭素放出抑制指標が二酸化炭素放出抑制指標の計算過程を示した二酸化炭素放出抑制指標計算書に含まれる情報に基づいて計算されている。

The Attained EEDI in accordance with regulation 20. 1 is calculated based on the information contained in the EEDI technical file which also shows the process of calculating the Attained EEDI -----

二酸化炭素放出抑制指標は、 ----- グラム—CO₂/トン—マイル

The Attained EEDI is : ----- grams—CO₂/tonne—mile

3. 2 二酸化炭素放出抑制指標は以下の理由により計算されない。

The Attained EEDI is not calculated as :

3. 2. 1 この船舶は、第2. 23規則で定義する新船ではないため、第20. 1規則により免除されている。

the ship is exempt under regulation 20. 1 as it is not a new ship as defined in regulation 2. 23 -----

3. 2. 2 この種類の推進機関は、第19. 3規則に従い免除されている。

the type of propulsion system is exempt in accordance with regulation 19. 3 -----

3. 2. 3 第19規則 4 に従い、第22規則の要件が当該船舶の主管庁により免除されている。
the requirement of regulation 22 is waived by the ship's Administration in accordance with regulation 19. 4

3. 2. 4 この種類の船舶は、第22規則 1 に従い免除されている。
the type of ship is exempt in accordance with regulation 22. 1

4 二酸化炭素放出抑制指標の基準
Required EEDI

4. 1 (略)

4. 2 二酸化炭素放出抑制指標の基準は、以下の理由により適用されない。
The required EEDI is not applicable, as :

4. 2. 1 この船舶は、第2規則 2. 18 で定義する新船ではないため、第24規則 1 により免除されている。
the ship is exempt under regulation 24. 1 as it is not a new ship as defined in regulation 2. 2. 18

4. 2. 2 この種類の推進機関は、第19規則 3 に従い免除されている。
the type of propulsion system is exempt in accordance with regulation 19. 3

4. 2. 3 第19規則 4 に従い、第24規則の要件が当該船舶の主管庁により免除されている。
the requirement of regulation 24 is waived by the ship's Administration in accordance with regulation 19. 4

4. 2. 4 この種類の船舶は、第24規則 1 に従い免除されている。
the type of ship is exempt in accordance with regulation 24. 1

4. 2. 5 この船舶の大きさは、第24規則 2 の表 1 の適用最小値を下回っている。
the ship's capacity is below the minimum capacity threshold in table 1 of regulation 24. 2

5 航行時二酸化炭素放出抑制指標
Attained Energy Efficiency Existing Ship Index (EEXI)

5. 1 第23規則 1 に従い、航行時二酸化炭素放出抑制指標が機関により策定されたガイドラインを考慮して計算されている。
The attained EEXI in accordance with regulation 23. 1 is calculated taking into account the guidelines developed by the Organization

航行時二酸化炭素放出抑制指標は、グラム—CO₂/トノー・マイル
The attained EEXI is : _____ grams—CO₂/tonne—mile

5. 2 航行時二酸化炭素放出抑制指標は以下の理由により計算されない。
The attained EEXI is not calculated, as :

5. 2. 1 この種類の推進機関は、第19規則 3 に従い免除されている。
the type of propulsion system is exempt in accordance with regulation 19. 3

5. 2. 2 この種類の船舶は、第23規則 1 に従い免除されている。
the type of ship is exempt in accordance with regulation 23. 1

3. 2. 3 第19. 4規則に従い、第20規則の要件が当該船舶の主管庁により免除されている。
the requirement of regulation 20 is waived by the ship's Administration in accordance with regulation 19. 4

3. 2. 4 この種類の船舶は、第20. 1規則に従い免除されている。
the type of ship is exempt in accordance with regulation 20. 1

4 二酸化炭素放出抑制指標の基準
Required EEDI

4. 1 (略)

4. 2 二酸化炭素放出抑制指標の基準は、以下の理由により適用されない。
The required EEDI is not applicable as :

4. 2. 1 この船舶は、第2. 23規則 で定義する新船ではないため、第21. 1規則により免除されている。
the ship is exempt under regulation 21. 1 as it is not a new ship as defined in regulation 2. 23

4. 2. 2 この種類の推進機関は、第19. 3規則に従い免除されている。
the type of propulsion system is exempt in accordance with regulation 19. 3

4. 2. 3 第19. 4規則に従い、第21規則の要件が当該船舶の主管庁により免除されている。
the requirement of regulation 21 is waived by the ship's Administration in accordance with regulation 19. 4

4. 2. 4 この種類の船舶は、第21. 1規則に従い免除されている。
the type of ship is exempt in accordance with regulation 21. 1

4. 2. 5 この船舶の大きさは、第21. 2規則の表 1 の適用最小値を下回っている。
the ship's capacity is below the minimum capacity threshold in Table 1 of regulation 21. 2

(新設)

9.2 航行時二酸化炭素放出抑制指標の代わりに二酸化炭素放出抑制指標が使用されるため、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書には、航行時二酸化炭素放出抑制指標計算書は添付されず。

The IEF Certificate is not accompanied by the EXXI technical file as the attained EEDI is used as an alternative to the attained EEXI

(英)

(英)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年一月一日から施行する。ただし、第一条及び第三条の規定並びに次条及び附則第三条第一項の規定は、令和四年十一月一日から施行する。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（以下「新施行規則」という。）第三十八条第一項第五号の規定は、報告書の提出の期限が令和六年三月三十一日以後である報告から適用し、当該期限が令和五年三月三十一日である報告については、なお従前の例による。

2 第一条の規定の施行の際現に交付を受けている燃料油消費実績報告履行確認書は、新施行規則第十二条の十七の十五第三項に規定する有効期間を経過するまでの間は、なお効力を有する。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 令和四年十一月一日より前に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第十九条の二十五第一項の承認を受けている二酸化炭素放出抑制航行手引書については、第三条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（以下「技術基準省令」という。）第四十七条第一項の規定にかかわらず、同年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、令和五年六月三十日以前に建造に着手されたもの）であつて、令和七年六月三十日以前に船舶所有者に対し引き渡されるもの（以下「現存船」という。）については、施行日以後最初に行われる法第十九条の三十六の規定による定期検査若しくは法第十九条の三十八の規定による中間検査又は法第十九条の四十六第二項の規定によりこれらの検査を行ったものとみなされる同項の検査が開始される日までの間は、第四条の規定による改正後の技術基準省令第四十七条第一項第七号、第四項及び第五項、第四十八条並びに第四十九条の二の規定は、適用しない。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 現存船についての第五条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十二の二の規定の適用については、同条中「除く」とあるのは「除く。」又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第五十五号）の施行の日以後最初に行われる法第十九条の三十六の規定による定期検査若しくは法第十九条の三十八の規定による中間検査若しくは法第十九条の四十六第二項の規定による中間検査若しくは法第十九条の四十六第二項の規定によりこれらの検査を行ったものとみなされる同項の検査が開始される日以後初めて日本国領海等以外の海域において航行の用に供しようとするときは」とする。

2 この省令の施行の際現に交付を受けている国際二酸化炭素放出抑制船舶証書は、この省令の施行後においても、なお効力を有する。

○国土交通省
環境省令第三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二十六第一項第二号の規定に基づき、及び同法を実施するため、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二十四年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

令和四年七月二十七日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

環境大臣 山口 壯

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令
（二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部改正）

第一条 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令
(定義等)

第一条 この省令において「ロールオン・ロールオフ旅客船」とは、自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する旅客船（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条に規定する旅客船をいう。以下同じ。）であつて、二酸化炭素放出抑制対象船舶であるものをいう。

2 この省令において「クルーズ旅客船」とは、貨物を積載するための甲板を有さず、専ら旅客の宿泊を伴う航海に従事する旅客船であつて、二酸化炭素放出抑制対象船舶であるものをいう。

3 この省令において「タンカー等」とは、タンカー及び有害液体物質ばら積船（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）以下「技術基準省令」という。）第一条第五項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。であつて、二酸化炭素放出抑制対象船舶であるものをいう。

4 この省令において「液化ガスばら積船」とは、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第四百十二条に規定する液化ガスばら積船であつて、二酸化炭素放出抑制対象船舶であるもの（次項に規定する液化天然ガス運搬船を除く。）をいう。

5 この省令において「液化天然ガス運搬船」とは、専らばら積みの液化天然ガスを輸送するための構造を有する船舶であつて、二酸化炭素放出抑制対象船舶であるものをいう。

6 この省令において「貨物船」とは、旅客船、タンカー等、液化ガスばら積船及び液化天然ガス運搬船以外の船舶であつて、二酸化炭素放出抑制対象船舶であるものをいう。

7 12 (略)

13 この省令において「二酸化炭素放出実績指標」とは、技術基準省令第四十七条第一項第六号に規定する二酸化炭素放出実績指標をいう。

14 (略)

(二酸化炭素放出抑制指標の基準)

第二条 法第十九条の二十六第一項第二号の国土交通省令・環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準とする。

船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	二酸化炭素放出抑制指標の基準
一十三 (略)	(略)	(略)

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令
(定義)

第一条 この省令において「ロールオン・ロールオフ旅客船」とは、自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する旅客船（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条に規定する旅客船をいう。以下同じ。）であつて、二酸化炭素放出抑制対象船舶（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第十九条の二十六第二項の規定により同条第一項の規定を適用しないこととされた船舶を除く。以下「指標確認対象船舶」という。）であるものをいう。

2 この省令において「クルーズ旅客船」とは、貨物を積載するための甲板を有さず、専ら旅客の宿泊を伴う航海に従事する旅客船であつて、指標確認対象船舶であるものをいう。

3 この省令において「タンカー等」とは、タンカー及び有害液体物質ばら積船（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）第一条第五項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。）であつて、指標確認対象船舶であるものをいう。

4 この省令において「液化ガスばら積船」とは、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第四百十二条に規定する液化ガスばら積船であつて、指標確認対象船舶であるもの（次項に規定する液化天然ガス運搬船を除く。）をいう。

5 この省令において「液化天然ガス運搬船」とは、専らばら積みの液化天然ガスを輸送するための構造を有する船舶であつて、指標確認対象船舶であるものをいう。

6 この省令において「貨物船」とは、旅客船、タンカー等、液化ガスばら積船及び液化天然ガス運搬船以外の船舶であつて、指標確認対象船舶であるものをいう。

7 12 (略)

13 (新設) (略)

(新設)

(二酸化炭素放出抑制指標の基準)

第二条 法第十九条の二十六第一項第二号の国土交通省令・環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準（同表の上欄に掲げる船舶の用途の二以上に該当するときは、その該当する船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に係る同表の下欄に定める基準のうち最も厳しい基準）とする。

船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	二酸化炭素放出抑制指標の基準
一十三 (略)	(略)	(略)

船舶の用途 に関する指標	船舶の大きさ				
	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
一 ロールオン・ ロールオフ旅客 船	目標値の 〇・七六 倍未満	目標値の 〇・七六 倍以上 〇・九二 倍未満	目標値の 〇・九二 倍以上 一・一四 倍未満	目標値の 一・一四 倍以上 一・三〇 倍未満	目標値の 一・三〇 倍以上
二 クルーズ旅客 船	目標値の 〇・八七 倍未満	目標値の 〇・八七 倍以上 〇・九五 倍未満	目標値の 〇・九五 倍以上 一・〇六 倍未満	目標値の 一・〇六 倍以上 一・二六 倍未満	目標値の 一・二六 倍以上
三 タンカー等 (次号に掲げる ものを除く。)	目標値の 〇・八二 倍未満	目標値の 〇・八二 倍以上 〇・九三 倍未満	目標値の 〇・九三 倍以上 一・〇八 倍未満	目標値の 一・〇八 倍以上 一・二八 倍未満	目標値の 一・二八 倍以上
四 タンカー等 (その貨物倉の 一部分がばら積 みの固体貨物の 輸送のための構 造を有するもの に限る。)	目標値の 〇・八七 倍未満	目標値の 〇・八七 倍以上 〇・九六 倍未満	目標値の 〇・九六 倍以上 一・〇六 倍未満	目標値の 一・〇六 倍以上 一・二四 倍未満	目標値の 一・二四 倍以上

第三条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十二条の十七の十四の二及び第十二条の十七の十九の二の規定による評価は、A評価、B評価、C評価、D評価又はE評価の等級を表示して行うものとする。この場合において、これらの等級に対応する二酸化炭素放出実績指標の範囲は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める範囲とする。

(二) 二酸化炭素放出実績指標の評価の基準

備考 一 Dwは、載貨重量トン数 二 Gtは、総トン数	十四 前各号に掲げる船舶以外の二酸化炭素放出抑制対象船舶	(略)
-----------------------------------	------------------------------	-----

(新設)

備考 Dwは、載貨重量トン数 Gtは、総トン数	十四 前各号に掲げる船舶以外の指標確認対象船舶	(略)
-------------------------------	-------------------------	-----

十 ロールオン・ ロールオフ貨物 船(自動車運搬 船に該当するも のを除く。)	九 冷凍運搬船	八 コンテナ船	七 ばら積貨物船	六 液化天然ガス 運搬船	五 液化ガスばら 積船
/	/	/	/	Dwが十万吨 未満	Dwが六万五千 トン未満
目標値の 〇・七六 倍未満	目標値の 〇・七八 倍未満	目標値の 〇・八三 倍未満	目標値の 〇・八六 倍未満	目標値の 〇・七八 倍未満	目標値の 〇・八五 倍未満
目標値の 〇・七六 倍以上 〇・八九 倍未満	目標値の 〇・七八 倍以上 〇・九一 倍未満	目標値の 〇・八三 倍以上 〇・九四 倍未満	目標値の 〇・八六 倍以上 〇・九四 倍未満	目標値の 〇・七八 倍以上 〇・九二 倍未満	目標値の 〇・八五 倍以上 〇・九五 倍未満
目標値の 〇・八九 倍以上 一・〇八 倍未満	目標値の 〇・九一 倍以上 一・〇七 倍未満	目標値の 〇・九四 倍以上 一・〇七 倍未満	目標値の 〇・九四 倍以上 一・〇六 倍未満	目標値の 〇・九二 倍以上 一・一〇 倍未満	目標値の 〇・九五 倍以上 一・〇六 倍未満
目標値の 一・〇八 倍以上 一・二七 倍未満	目標値の 一・〇七 倍以上 一・二〇 倍未満	目標値の 一・〇七 倍以上 一・一九 倍未満	目標値の 一・〇六 倍以上 一・一八 倍未満	目標値の 一・二〇 倍以上 一・三七 倍未満	目標値の 一・〇六 倍以上 一・二五 倍未満
目標値の 一・二七 倍以上	目標値の 一・二〇 倍以上	目標値の 一・一九 倍以上	目標値の 一・一八 倍以上	目標値の 一・三七 倍以上	目標値の 一・二五 倍以上

2 前項の表の目標値は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

船舶の用途		船舶の大きさに関する指標	目標値
一 ロールオン・ロールオフ旅客船 (次号に掲げるものを除く。)		$R \times 2023Gt^{-0.160}$	
二 ロールオン・ロールオフ旅客船 (船舶安全法施行規則(昭和三十三年運輸省令第四十一号)第十三条の四第一項の規定により千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第十章第一規則に規定する高速船コードに従って建造されたものに限る。)		$R \times 6167Gt^{-0.160}$	
三 クルーズ旅客船		$R \times 930Gt^{-0.383}$	
四 タンカー等(次号に掲げるものを除く。)		$R \times 5247Dw^{-0.610}$	
五 タンカー等(その貨物倉の一部がばら積み積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。)		$R \times 5119Dw^{-0.622}$	
六 液化ガスばら積船		$R \times 14405 \times 10^7 \times Dw^{-2.071}$	
	Dwが六万五千トン以上	$R \times 8104Dw^{-0.639}$	
	Dwが六万五千トン未満		

備考 Dwは、載貨重量トン数

十一 自動車運搬船	目標値の 〇・八六 倍未満	目標値の 〇・八六 倍以上	目標値の 〇・九四 倍以上	目標値の 一・〇六 倍以上	目標値の 一・〇六 倍以上
十二 一般貨物船	目標値の 〇・八三 倍未満	目標値の 〇・八三 倍以上	目標値の 〇・九四 倍以上	目標値の 一・〇六 倍以上	目標値の 一・一九 倍以上

備考 一 Gtは、総トン数 二 Dwは、載貨重量トン数	七 液化天然ガス運搬船	Dwが十万吨以上	R×9.827	
		Dwが六万五千トン以上十万吨未満	R×14479×10 ⁰ ×Dw ^{-2.673}	
		Dwが六万五千トン未満	R×14479×10 ⁰ ×(65000) ^{-2.673}	
		Dwが二十七万九千トン以上	R×4745×(279000) ^{-0.822}	
		Dwが二十七万九千トン未満	R×4745Dw ^{-0.822}	
		九 コンテナ船		R×1984Dw ^{-0.489}
				R×4600Dw ^{-0.557}
		十 冷凍運搬船		R×1967Gt ^{-0.485}
		十一 ロールオン・ロールオフ貨物船(自動車運搬船に該当するものを除く。)	Gtが五万七千七百トン以上	R×3627×(57700) ^{-0.390}
			Gtが三万トン以上五万七千七百トン未満	R×3627Gt ^{-0.390}
			Gtが三万トン未満	R×330Gt ^{-0.329}
十二 自動車運搬船				
十三 一般貨物船	Dwが二万トン以上	R×31948Dw ^{-0.702}		
	Dwが二万トン未満	R×588Dw ^{-0.385}		

- 三 Rは、次に掲げる暦年の区分に応じ、それぞれ次に定める数値
 - イ 令和五年 〇・九五
 - ロ 令和六年 〇・九三
 - ハ 令和七年 〇・九一
 - ニ 令和八年 〇・八九

(二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部改正)
第二条 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

備考 (略)	三〇三四 (略)	(略)	(略)
	船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	二酸化炭素放出抑制指標の基準
	一 (略)	(略)	(略)
	二 クルーズ旅客船(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関を有するものに限る。次条の表第二号において同じ。)	(略)	(略)

改正前

備考 (略)	三〇三四 (略)	(略)	(略)
	船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	二酸化炭素放出抑制指標の基準
	一 (略)	(略)	(略)
	二 クルーズ旅客船(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関を有するものに限る。)	(略)	(略)

(定義等)
第一条 (略)
 2〇12 (略)
 13〃 この省令において「航行時二酸化炭素放出抑制指標」とは、技術基準省令第四十七条第一項第七号に規定する航行時二酸化炭素放出抑制指標をいう。
 14〃 16〃 (略)
 (二酸化炭素放出抑制指標の基準)
第二条 法第十九条の二十六第一項第二号の国土交通省令・環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準とする。

(定義等)
第一条 (略)
 2〇12 (略)
 (新設)
 13〃 15〃 (略)
 (二酸化炭素放出抑制指標の基準)
第二条 法第十九条の二十六第一項第二号の国土交通省令・環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準とする。

(航行時二酸化炭素放出抑制指標の基準)
第三条 航行時二酸化炭素放出抑制指標は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準に適合するものでなければならぬ。

船舶の用途		船舶の大きさに関する指標	航行時二酸化炭素放出抑制指標の基準
一 ロールオン・ロールオフ旅客船	Dwが一万吨以上	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $857.4605 \times (10000)^{-0.381}$ 以下であること。	
	Dwが一千トン以上一万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $857.4605Dw^{-0.381}$ 以下であること。	
	Dwが二百五十トン以上一千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $902.59Dw^{-0.381} (1 - 0.05 \frac{Dw - 250}{750})$ 以下であること。	
二 クルーズ旅客船	Dwが二百五十トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。	
	Dwが二百五十トン以上	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $119.588Gt^{-0.211}$ 以下であること。	
	Gtが八万五千トン以上八万五千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $170.84Gt^{-0.211} (1 - 0.3 \frac{Gt - 25000}{60000})$ 以下であること。	
三 タンカー等(次号に掲げるものを除く。)	Gtが二万五千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。	
	Gtが二万五千トン以上	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $1035.98Dw^{-0.488}$ 以下であること。	
	Dwが二万吨以上二十万吨未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $975.04Dw^{-0.488}$ 以下であること。	
Dwが四千トン以上二万吨未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $1218.8Dw^{-0.488} (1 - 0.2 \frac{Dw - 4000}{16000})$ 以下であること。		
	Dwが四千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。	

(新設)

四 タンカー等(その貨物倉の一部分がばら積み の固体貨物の輸送のため の構造を有するものに 限る。)	Dwが二万トン以上	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $975.2Dw^{-0.488}$ 以下であること。
	Dwが四千トン以上二 万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $1219Dw^{-0.488}$ ($1 - 0.2 \frac{Dw - 4000}{16000}$) 以下であること。
五 液化ガスばら積船	Dwが四千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値 は、限定しない。
	Dwが一万五千トン以 上	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $784Dw^{-0.435}$ 以下であること。
六 液化天然ガス運搬船	Dwが一万トン以上一 万五千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $896Dw^{-0.385}$ 以下であること。
	Dwが二千トン以上一 万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $1120Dw^{-0.385}$ ($1 - 0.2 \frac{Dw - 2000}{8000}$) 以下であること。
七 ばら積貨物船	Dwが二千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値 は、限定しない。
	Dwが一万トン以上 Dwが二万トン以上二 十万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $1577.59Dw^{-0.671}$ 以下であること。
七 ばら積貨物船	Dwが二十万トン以上 二十七万九千トン未 満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $817.5215Dw^{-0.477}$ 以下であること。
	Dwが二十七万九千ト ン以上	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $817.5215 \times (279000)^{-0.477}$ 以下である こと。
七 ばら積貨物船	Dwが二万トン以上二 十万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $769.432Dw^{-0.477}$ 以下であること。
	Dwが一万トン以上二 万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $961.79Dw^{-0.477}$ ($1 - 0.2 \frac{Dw - 10000}{10000}$) 以下であること。
七 ばら積貨物船	Dwが一万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値 は、限定しない。
	Dwが二万トン以上二 十万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $769.432Dw^{-0.477}$ 以下であること。

八 コンテナ船	Dwが二十万トン以上	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $87.11Dw^{-0.201}$ 以下であること。
	Dwが十二万トン以上 二十万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $95.821Dw^{-0.201}$ 以下であること。
	Dwが八万トン以上十 二万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $113.243Dw^{-0.201}$ 以下であること。
	Dwが四万トン以上八 万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $121.954Dw^{-0.201}$ 以下であること。
	Dwが一万五千トン以 上四万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $139.376Dw^{-0.201}$ 以下であること。
	Dwが一万トン以上一 万五千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $174.22Dw^{-0.201} (1 - 0.2 \frac{Dw - 10000}{5000})$ 以下であること。
	Dwが一万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値 は、限定しない。
九 冷凍運搬船	Dwが五千トン以上	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $192.9585Dw^{-0.214}$ 以下であること。
	Dwが三千トン以上五 千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $227.01Dw^{-0.214} (1 - 0.15 \frac{Dw - 3000}{2000})$ 以下であること。
	Dwが三千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値 は、限定しない。
十 ロールオン・ロールオ フ貨物船（自動車運搬船 に該当するものを除く。）	Dwが一万七千トン以 上	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $1601.8615 \times (17000)^{-0.089}$ 以下である こと。
	Dwが二千トン以上一 万七千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $1601.8615Dw^{-0.088}$ 以下であること。

備考 一 Dwは、載貨重量トン数を 二 Gtは、総トン数	十四 前各号に掲げる船舶 以外の二酸化炭素放出抑 制対象船舶	Dwが三 千トン未 満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値 は、限定しない。	Dwが三 千トン未 満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値 は、限定しない。	Dwが一 万五千ト ン以上 一 万五千ト ン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $107.48Dw^{-0.216} \left(1 - 0.3 \frac{Dw - 3000}{12000}\right)$ 以下であること。	Dwが一 万トン未 満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値 は、限定しない。	Dwが一 万トン未 満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値 は、限定しない。	Dwが一 万トン以 上	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $1540.735Dw^{-0.171}$ 以下であること。	Dwが一 万トン以 上	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $663.306Dw^{-0.171} \left(\frac{Dw}{Gt}\right)^{-0.7}$ 以下である こと。	Dwが一 千トン未 満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値 は、限定しない。	Dwが一 千トン未 満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値 は、限定しない。	Dwが一 千トン以 上二 千トン未 満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $1686.17Dw^{-0.188} \left(1 - 0.05 \frac{Dw - 1000}{1000}\right)$ 以下であること。																							
																						第三条 (略)																						
																						第四条 (略)																						

この省令は、令和四年十一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年一月一日から施行する。

附 則